

ごみ処理基本計画策定に向けた今後のスケジュール（案）

平成22年12月17日（金）

- ①生ごみの先進視察を受けて、生駒市における生ごみリサイクルの今後の方向性
- ②ごみ半減の実現に向けた基本施策の枠組み（案）の提示
- ③今後の検討スケジュール

平成23年1月13日（木）

- ①家庭系ごみ中の紙ごみの削減策
 - ・ 集団回収の活性化方策
 - ・ 雑がみ（ミックスペーパー）の回収促進
- ②家庭系ごみへの有料化導入によるごみ減量行動へ誘導
- ③事業系ごみの有料指定袋制の導入と減量の促進
- ④2R（発生抑制，再使用）の促進を目指した取組の展開

平成23年1月26日（水）

- 予備日（ごみ減量に向けた取組の全体的議論）

平成23年2月7日（月）

- ごみ処理基本計画（案）の説明と意見交換

平成23年2月23日（水）

- ごみ処理基本計画（案）及び専門部会最終報告の取りまとめ

平成23年3月（上旬）

- 生駒市環境審議会への報告と市長へ答申

平成23年3月（下旬）

- ごみ処理基本計画を市の計画として策定しパブリックコメントを実施

〈参考〉 ごみ処理基本計画の策定内容について

(目次構成と内容)

第1章 計画策定の趣旨と期間等

○今後の10年(計画期間:平成23年度~32年度)の生駒市のごみの適正処理と循環型社会形成を目指した取り組みの基本方向を示す。

○計画の位置付け

I. 上位計画である「第5次生駒市総合計画」(H22.9策定 目標年度H30)「生駒市環境基本計画」(H21.3策定 目標年度H30)の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画。

II. 廃棄物処理法, 循環型社会形成推進基本法, 各種リサイクル法との整合性を保ちつつ, 今後のリサイクルの推進・ごみ処理の適正処理に関して, 一般廃棄物処理行政全般に係る基本方向を定めた計画。

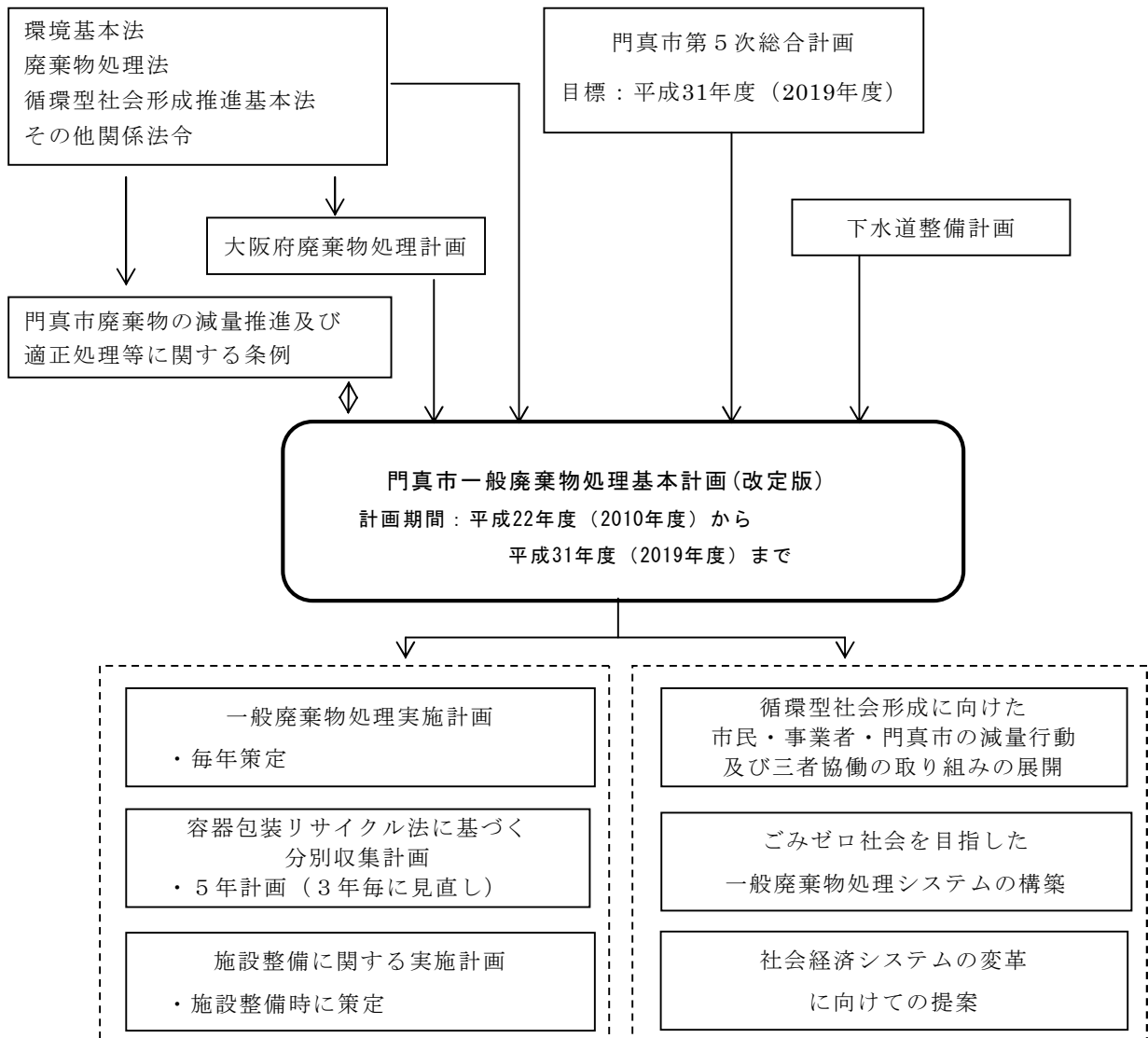
- ・ 10年後のごみ排出量・収集量・処理量
- ・ ごみ減量の方策
- ・ 分別収集の区分
- ・ 処理の内容と主体(収集形態, 収集頻度, 収集体制, 処理・資源化方法, 最終処分方法等)
- ・ 施設整備の方向

III. 本計画は, 廃棄物の実施計画(毎年策定), ごみ処理施設整備計画の策定時の基本指針であるとともに, 国・府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針。

- ・ バイオマスタウン構想等との整合性

IV. 循環型社会構築に向けた, 市民・事業者・市の三者協働の取り組みのあり方の長期展望。

参考図 1 計画の性格と位置付け（門真市の例）



第2章 基本理念

- 「市民・事業者と一体となつてごみ半減を目指す」（例）

焼却処理量及び直接埋立量（埋立不燃ごみ）

約3万6千ト（H20）→（半減）1万8千トへ

第3章 ごみ半減を目指した取り組み（重点プロジェクト構想）

- 専門部会の検討内容を整理し、また、並行的に検討されているバイオマスタウン構想等との調整を図り、半減目標実現の基本施策を中期・後期のスケジュールとともに整理。

- その結果の分別収集量や焼却処理量も整理。

第4章 基本施策

- 生駒市のごみの適正処理と循環型社会形成を目指した取り組みの基本的な方向を

示す。(網羅的)

- ・ごみ減量の方策（集団回収の育成方策，地域におけるごみ減量の取り組みの拡充，環境学習の充実，事業系ごみの減量方策，減量行動の誘導策…家庭ごみの有料化等 など）
- ・分別収集の区分
- ・処理の内容と主体（収集形態，収集頻度，収集体制，処理・資源化方法，最終処分方法，ごみ処理手数料 など）
- ・施設整備の方向

第5章 計画推進のために

- 計画の進行管理，広域連携，三者連携の組織体制の強化 等の方向性